

宮崎市地域おこし協力隊（多文化共生推進人材）Q & A

Q1 地域おこし協力隊とは？

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上、3年未満です。

※詳しくは、総務省ホームページを参照ください。

(URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)



Q2 どこに住んでいる人が応募できますか？

地域おこし協力隊は、自治体の規模等により、採用できる方の地域要件が定められています。

宮崎市は「3大都市圏外の都市地域」に該当するため、3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の条件不利区域以外から転入していただく必要があります。

また、以下のいずれかの要件に該当する方も、ご応募いただくことが可能です。

- ・本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ活動期間終了後1年以内の方

- ・語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）の参加者としての活動経験が2年以上あり、かつ、JET プログラムを終了した日から1年以内の方

- ・海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

※要件に該当するか分からない場合は、秘書課にお尋ねください。

Q3 地域おこし協力隊に採用された場合、住民票を宮崎市に移す必要がありますか？

地域おこし協力隊になるには、現在お住まいの地域（転出地）から、隊員として赴く先（転入地）に必ず住民票を移す必要があります。ただし、住民票の異動は必ず採用決定通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

Q4 任用期間は？

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。勤務状況等により2回まで再度任用する場合があります、最長3年の勤務となります。

※任用後1ヶ月間は条件付採用期間（再度の任用の際も適用）

Q5 地域おこし協力隊として活動している期間の身分はどのようになりますか？

フルタイム会計年度任用職員として勤務していただきます。

Q 6 地域おこし協力隊の活動以外に、アルバイトなどを行うことができますか？

公益性（社会貢献性）の高い活動であり、かつ、職務の遂行に支障を来さないなどの要件を満たす場合は、許可を受けた上で、兼業を行うことができます。

Q 7 給料は？

1年目は基本報酬月額208,000円を当月21日に支払います。

※「宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に基づき支給します。

Q 8 給料は3年間同じ金額ですか？

本市での勤続年数に応じ、毎年給料月額が増えることになります。

(参考) 地域おこし協力隊の1年目から3年目までの給料月額の推移

1年目	208,000円
2年目	214,400円
3年目	221,100円

※上記の他に、通勤手当、期末手当（6月・12月）等が支給されます。

Q 9 各種手当等の待遇は？

期末手当や時間外手当は支給条件に応じて支給されます。

また、通勤手当は通勤距離に応じて支給されます。

さらに、任用期間が6ヶ月を超えると退職手当も支給されます。

年次有給休暇は年10日となり、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによりそれぞれ加入します。

Q 10 勤務時間は？

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩1時間）です。

※土曜日、日曜日及び祝日の勤務や、上記以外の時間に勤務となる場合もあります。

Q 11 勤務場所は？

秘書課都市交流係で勤務していただきます。

Q 12 活動に必要な車両やパソコンは？

活動において車で移動が必要な場合は公用車を利用していただきます。活動で使用するパソコン等の事務機器は市が手配します。

Q 1 3 活動に向けて必要となる研修等に要する経費について補助はありますか？

研修内容等の必要性等を考慮し、予算の範囲内で対応します。

Q 1 4 生活するための住居はどうなりますか？

任用期間中の住居は、市が予算の範囲内で借上げます。

ただし、家賃の一部、転居に係る経費、生活備品及び光熱水費は本人負担となります。

※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となります。3月議会において、予算（案）を提案しますので予算成立後に最終決定となります。

Q 1 5 家賃等の一部負担とは実際にどのぐらいの金額になりますか？

家賃・共益費・駐車場代の最大2割及び入居時に必要な火災保険料の全額が本人負担となる見込みです。

※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となります。3月議会において、予算（案）を提案しますので予算成立後に最終決定となります。

Q 1 6 住居については、どのように決定されますか？希望などは聞いてもらえますか？

採用決定通知者ご本人の希望をお聞きした上で、本市の予算の範囲内で決定します。

Q 1 7 地域おこし協力隊の任用開始から3年目、または任期終了翌年度に宮崎市で起業等行う場合の必要経費（上限100万円）の支援はありますか？

本市では、地域おこし協力隊に特化した起業時の100万円の支援制度はございません。しかし、任期終了時の、本市の起業者向け支援制度を情報提供するなど、サポートしてまいりたいと考えています。

Q 1 8 地域おこし協力隊としての活動期間終了後の定住に向けての相談先はありますか？

本市では、移住センター（TEL：0985-44-1042 Mail：catena.iju@gmail.com）を設置しており、移住コンシェルジュが移住に関する様々な相談に対応し、住まいや仕事、コミュニティなどに関する情報提供やアドバイスを行っています。

活動後に限らず、活動期間中も、お困りのことがあればご相談ください。

Q 1 9 今後の募集は予定されていますか？

今後の募集については、現時点では未定です。

■問い合わせ先

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市秘書課都市交流係

電話 0985-21-1704

E-mail 01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp